



医療的なケアが必要な児童のための病床確保

事業名	児童相談所運営		
ここが ポイント	通年の病床確保により、自傷他害のある児童を迅速に必要な医療的支援に結びつけ、すべての一時保護児童の安全と安心を確保します。	予算額	7,545千円
		区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 臨時（ <input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 繼続） <input checked="" type="checkbox"/> レベルアップ <input type="checkbox"/> 繼続

虐待の影響などにより、自傷行為や他者への暴力行為等がみられる児童がいる場合、当該児童を的確に支援するとともに、他の児童の安全を確保することが重要です。そのためには、医療機関との迅速な連携が欠かせません。

医療的なケアが必要な児童を、迅速に医療的支援につなぐため、年間を通して病床を確保し、すべての一時保護児童が安全で安心できる環境を整えます。

児童相談所設置区として、より一層きめ細やかな児童支援を実施します。

医療的なケアが必要な児童のための病床確保 概要

児童に対する精神的な支援に精通した病院と連携し、年間を通して、病床を確保します。

対象 虐待を受けた影響などにより、自傷行為や他者への暴力行為等があり、医療的な支援が必要と認められる児童

確保病床数 1床

事業開始 令和8年4月



問合せ	児童相談所 児童相談課（運営調整係） 課長：齊藤（さいとう） 03-5962-6502 係長：鈴木（すずき） 03-5962-6500
-----	---------------------------------------------------------------------------